

令和3年4月27日

田尻町多目的グラウンド及び田尻町営プール

指定管理者 三幸株式会社

臨時休館・休場分の返金手続きについて

既に納入頂いております施設使用料の返金手続きにつきまして
は、営業再開日の5月12日（水）よりご対応させていただきます。

（緊急事態宣言の延長により、休館・休場期間が延長された場合は
営業再開後となります。）

返金手続きにはお渡ししております、使用許可書の控えが必要とな
りますので、ご持参の上、シーサイドドーム受付まで
お越し下さい。

1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を
お祈り申し上げます。

お問い合わせ

TEL 072-490-2300